

1 新料金制度の導入

プライスカップ規制の円滑な導入に向けて

現在、我が国の電気通信市場においては、新規参入者の着実な増加に伴い、競争が急速に進展しつつある。こうした中、事業者の積極的な経営展開の促進、利用者ニーズの多様化への対応等から、事業者のより迅速かつ機動的な料金設定を可能とする必要がある。

一方、地域通信市場においては、部分的な新規参入はあるものの、実質上東・西NTTによる独占的なサービス提供が行われている。このように競争が不十分な分野においては、市場メカニズムを補完するため行政による一定の規制が必要であるが、その場合にも、事業者に経営効率化を進める誘因を賦与することにより料金低廉化を促していく必要がある。

郵政省（現総務省）では、こうした近年の電気通信市場の実態や競争状況に適合した料金制度として、平成10年5月、

電気通信事業法の一部を改正し、第一種電気通信事業者の電気通信サービスに関する料金について、原則認可制から原則届出制へ変更した（図表）。また、競争が十分に進展していないサービスであって、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービスについては、適正な原価や物価等の経済事情を考慮して、適切な料金水準である基準料金指数を設定し（図表）、基準料金指数以下の料金は届出対象料金とする一方、基準料金指数を超える料金は認可対象料金とする、上限価格方式（プライスカップ規制）を導入することとした。平成12年6月には、電気通信審議会より東・西NTTの提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定に関する答申がなされ、同年10月にはこれに基づいたプライスカップ規制が実施された（図表）。

図表 電気通信料金制度改正の概要

- 1 原則認可制から原則届出制へ移行
第一種電気通信事業者は、電気通信サービスに関する料金を定め又は変更する場合には、その実施前に届け出るものとする
- 2 料金変更命令の発動要件の明確化
料金の適正性を確保するため、次の要件に該当する場合には郵政大臣は、料金の変更を生じることとする
料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき
特定の者に対し不当な差別的扱いをするものであるとき
他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき
- 3 意見申出制度の導入
利用者や競争事業者は、郵政大臣に対して、電気通信サービスに関する料金その他の提供条件について苦情その他の意見の申出を行うことができることとする
- 4 上限価格方式の導入
競争が必ずしも十分でない都道府県内の通信市場における電話サービス、ISDNサービス及び専用線サービスについては、事業者に自主的な経営効率化インセンティブを与えるため、上限価格方式を導入する

図表 基準料金指数の算定方法等

基準料金指数の算定方法

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{前年度の消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率}(X) \pm \text{外生的要因})$$

1. 初回の基準料金指数は、導入時の料金水準を100として表す。
2. 生産性向上見込率(X)は、需要及び合理的な将来原価の予測に基づき、電気通信分野に特有の生産性見込率を算出することにより算出し、3年ごとに見直すこととする。

図表 基準料金指数（平成12年10月より1年間）

| 区分 | 事業者名 | NTT東日本 | NTT西日本 |
|---------------|------|--------|--------|
| 音声伝送役務バスケット | | 97.8 | 97.8 |
| うち加入者回線バスケット | | 100 | 100 |
| 専用役務バスケット(参考) | | 97.6 | 97.6 |

2 電話会社事前登録制

事業者識別番号のダイヤリングを省略した通話が可能に

電話会社事前登録制（優先接続）は、電話サービスを利用する場合に、あらかじめ事業者を選択して東・西NTTTに登録しておけば、当該事業者の事業者識別番号のダイヤリングを省略して通話を可能とする仕組みである。

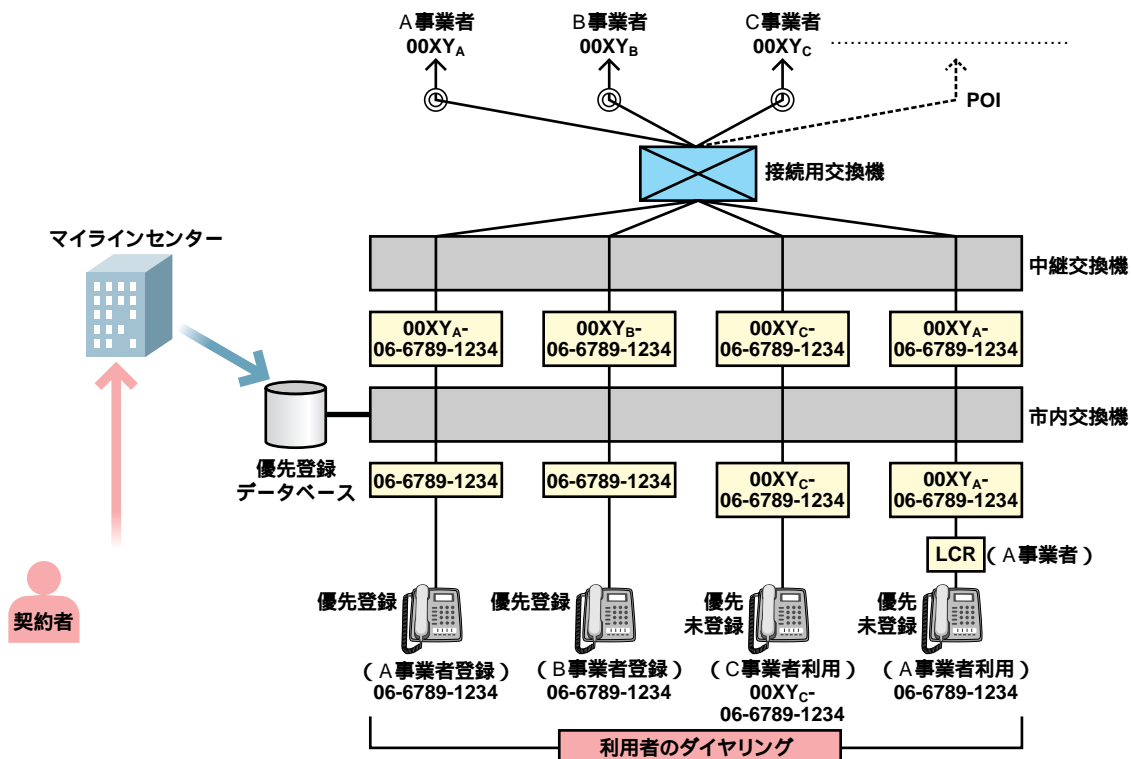
従来、利用者がNTTの加入電話から他の事業者経由で電話を利用する場合には、最初に事業者識別番号（「00××」）をダイヤルすることが必要であったため、事業者識別番号をダイヤルせずに接続可能なNTTと他の事業者の公正な競争が図られない懸念があった。そこで、郵政省（現総務省）では、平成10年度に行われた「優先接続に関する研究会」に

おいてその基本的方向性を検討し、平成11年度には「優先接続導入に関する研究会」を開催し、「利用者利益の確保」、「公正競争の確保」及び「諸外国の制度との整合性の確保」を基本とした優先接続制の実現に向けた検討を行ってきた（図表 ）。これらの検討結果を受け、平成13年5月より優先接続制（サービス名「マイライン」）（図表 ）が導入された。これにより、利用者にとっては事業者識別番号をダイヤルする手間が省け、事業者にとっては公正な競争条件が確保されることが期待されている。

図表 電話会社事前登録制（「マイライン」）実現までの経緯

- (1) 「優先接続に関する研究会」（平成10年3月～10年11月）
優先接続を巡る論点を整理し、導入に向けた基本的方向を検討
- (2) 「優先接続導入に関する研究会」（平成11年10月～12年2月）
優先接続の導入が円滑に行われるよう、導入に際しての問題点について検討

図表 電話会社事前登録制（マイライン）のイメージ



(出典) 総務省資料

3 番号ポータビリティ

電気通信事業者を変更しても引き続き利用可能な電話番号

番号ポータビリティとは、利用者が契約する電気通信事業者を変更してもこれまで使用していた電話番号を引き続き使用できるようにすることである。

従来、利用者が契約している電気通信事業者を変更するには、電話番号を変更することが余儀なくされていた。そのため、利用者に番号変更の周知等のために大きな負担がかかるだけでなく、利用者が他の事業者に変更する際の障壁となりうる状況となっていた。

このような状況に対応するため、電気通信審議会において

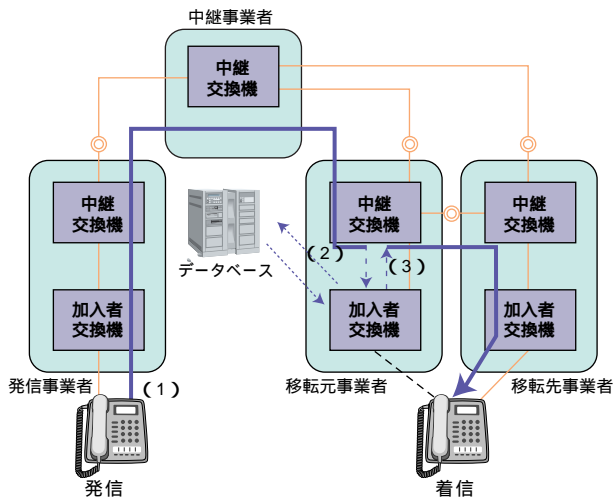
平成8年12月「接続の基本的ルールの在り方について」の答申が取りまとめられた。それを受けて、郵政省（現総務省）では番号ポータビリティの実現に向けた研究会を開催し、平成12年12月省令を施行し、平成13年3月には、番号ポータビリティが実現された（図表）。これにより、事業者を変更した後も同じ番号を引き続き使用できるようになるため、利用者がより電気通信事業者を選択し易くなり、利用者の利便性の向上及び事業者間の競争の促進が図られるものと期待されている。

図表 番号ポータビリティ実現までの経緯

- (1) 「接続の基本的ルールの在り方について」（平成8年12月電気通信審議会答申）
競争の促進及び利用者利便の増進の観点から、郵政省において番号ポータビリティの実現方式、費用負担等について検討し、平成12年度目途のできるだけ早い時期に番号ポータビリティの導入を行う旨提言。
- (2) 「番号ポータビリティの実現方式に関する研究会報告書」（平成10年5月）
望ましい番号ポータビリティの実現方式（図表）について提言。
- (3) 「番号ポータビリティの費用負担に関する研究会報告書」（平成11年3月）
番号ポータビリティを実現するためのネットワークの改造費について、基本的に既存の網使用料で回収されるべきことを提言。

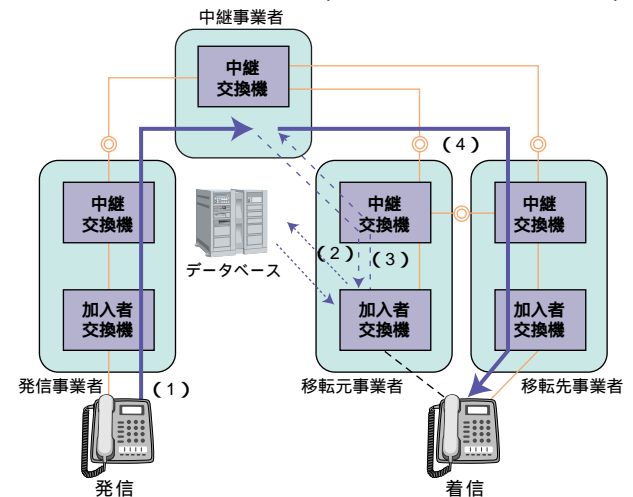
図表 提案されている一般加入電話・ISDNの番号ポータビリティの実現方式

【最適回線再設定方式】



- (1) 発信事業者は、発信者によりダイヤルされた番号により移転元事業者まで回線設定を行う。
- (2) 移転元事業者は、ダイヤルされた番号の加入者が番号ポータビリティにより移転していることを確認し、移転先を示す情報を取得する。
- (3) 移転元事業者は、取得した情報に基づき、必要に応じて、移転元事業者内で回線を開放し、移転先事業者への回線設定を起動する。

【最適回線再設定方式のオプション】関係事業者間で合意が得られる場合



- (1) 発信事業者は、発信者によりダイヤルされた番号により移転元事業者まで回線設定を行う。
- (2) 移転元事業者は、ダイヤルされた番号の加入者が番号ポータビリティにより移転していることを確認し、移転先を示す情報を取得する。
- (3) 移転元事業者は取得した情報に基づき、前位事業者(中継事業者又は発信事業者)まで回線を開放する。
- (4) 前位事業者が移転先事業者への回線設定を起動する。

番号ポータビリティ導入当初は「最適回線再設定方式」よりも簡略化された方式での実現を図り、その後、数年間かけて「最適回線再設定方式」へと移行してゆく予定である。

(出典) 総務省資料

4 接続制度の見直し

長距離・国際通信事業者や地域通信事業者と東・西NTTの地域通信網との接続ルールの見直しを実施

我が国における長距離・国際通信事業者や地域通信事業者と東・西NTTの地域通信網との接続（図表 ）については、平成8年12月に電気通信審議会から答申を受けた「接続の基本的ルールの在り方」を踏まえて平成9年の電気通信事業法の一部改正（以下、「平成9年改正法」という。）により設けられた制度では、接続料は実際費用方式（指定電気通信設備の管理運営において実際に発生した費用を原価として算定）によることとされていた。

ここで、平成9年改正法においては、その施行後3年（平成12年度）を目途に、必要があると認めるときは、接続制度の見直しを行う旨の規定（電気通信事業法の一部を改正する法律附則第15条）が設けられていたところである。

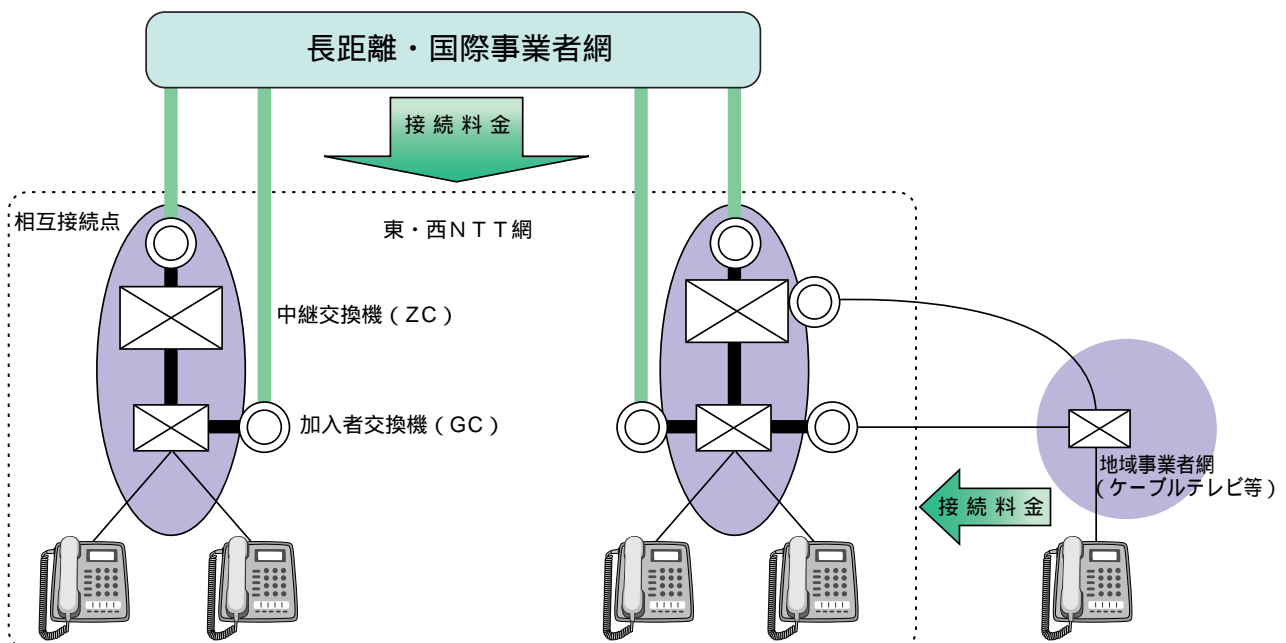
東・西NTTの事業者間接続料はこれまで着実に下げられているところであるが、今後の一層の低廉化を目指し、また、平成9年改正法の見直し規定に基づいて、平成12年5月に電気通信事業法の一部改正により、接続料について長期増分費用方式（現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用するとの前提により算定）を導入するなどの

制度の見直しを行ってきたところである（図表 ）。

また、事業者間接続料の引き下げ問題については、平成10年から継続されてきた東・西NTTの接続料に関する日米規制緩和対話においてその実施目標に関して協議が行われてきたが、平成12年7月に、日米両政府間において、3年間で22.5%の引き下げを行うこと、3年間のうちの当初2年間に引き下げを前倒し実施すること等について合意するに至った。

接続制度については、その対象設備、適用すべき事業者の範囲についての検討が残されているほか、新たに光ファイバのアンバンドルに係る制度整備が求められていることから、これらを含めた接続制度全体について見直しを行うため、郵政省（現総務省）は平成12年10月に電気通信審議会へ「接続ルールの見直しについて」の諮問を行い、同年12月に第一次答申を得た。同答申では、接続制度に係る移動体通信事業者の設備や東・西NTTの光ファイバ設備の取扱い、事業者向け割引料金（キャリアズレート）の拡大等についての考え方が示されている（図表 ）。

図表 接続の仕組



（出典）総務省資料

図表 接続制度の概要

第一種電気通信事業者

ア 接続義務（接続条件は事業者間協議）

イ 接続協定の認可

ウ 事業者間の協議が調わないときには、総務大臣の命令・裁定

指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者

（独占的な地域網を有する事業者：東・西NTT）

ア 接続約款（接続料及び接続の条件）の作成・認可

イ 長期増分費用方式又は実際費用方式による接続料の算定

ウ 接続会計の整理・公表義務

エ 接続に必要な建物、道路、とう道、電線の提供義務

図表 「接続ルールの見直しについて」第一次答申のポイント

指定電気通信設備について

1 移動体通信事業者の設備の扱い

移動体通信事業者の設備は、加入者回線を含め自ら設備を構築して全国にエリア拡大を行っている事業者が複数存在すること等から、指定電気通信設備とは捉えない。

一方、移動体通信市場において市場支配力を有すると認められた事業者については、接続料を含む接続条件に関して透明性をより確保することを基本としたルール整備（接続約款の作成・公表）が必要と考えられる。

2 光ファイバ設備の扱い

東・西NTTの光ファイバ設備は、従前どおりメタル等の設備と区別せず、指定電気通信設備として捉えていくことが適当。

その他の事項

1 接続料と定額的な利用者料金等の水準

指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において定額的な利用者料金を設定している部分については、適切な方式によりこれを下回る水準で定額の接続料が設定される必要があると考えられる。

2 事業者向け割引料金（キャリアズレート）の拡大

公衆網における事業者向け割引料金（キャリアズレート）の設定については、実現に向けた具体的な検討が求められる。

3 ISDNから電話への同番移行

利用者の公平や、DSL事業者等とISDNのサービスを行っている事業者との間の公正性を確保する観点から、ISDN・電話回線の相互間双方向について同等のモビリティが確保されるよう、「同番移行」が行われる必要がある。

4 接続制度全体の定期的な見直し

接続制度全体の見直しについては、次回の見直しは平成14年度を目途として行うこととし、その後も当分定期的に見直しを行っていくことが適当である。

5 情報通信ニュービジネスの振興

21世紀を切り拓くニュービジネスをサポート

総務省では、情報通信分野におけるニュービジネスの振興を図るため、各種支援措置を講じている。

テレコム・ベンチャー投資事業組合による資金的支援

平成10年5月に設立されたテレコム・ベンチャー投資事業組合では、特定通信・放送開発事業実施円滑化法に基づき、総務大臣から「通信・放送新規事業」として認定を受けた事業者で、新設又は設立後5年以内で資本金が10億円以下の法人（第一種電気通信事業者の許可を受ける法人については、資本金15億円以下の法人）を対象に出資を行っている。出資上限は、一認定事業者あたり、2億円を限度として、資本金の最大30%以内としている（図表）。なお、平成12年度においては、12社に対し出資を行った。

先進技術型研究開発助成金制度（テレコム・インキュベーション）による技術シーズの事業化支援

通信・放送機構では、通信・放送分野の先進的・独創的な技術の研究開発を行うベンチャー企業等に対し、研究開発費の一部を助成する制度（先進技術型研究開発助成金制度）を設けている。また、平成11年度からは、大学等と共同で行う研究開発に対する助成枠（産学連携枠）及び通信・放送機構が指定する特に成長性が期待できる技術分野の研究開発に

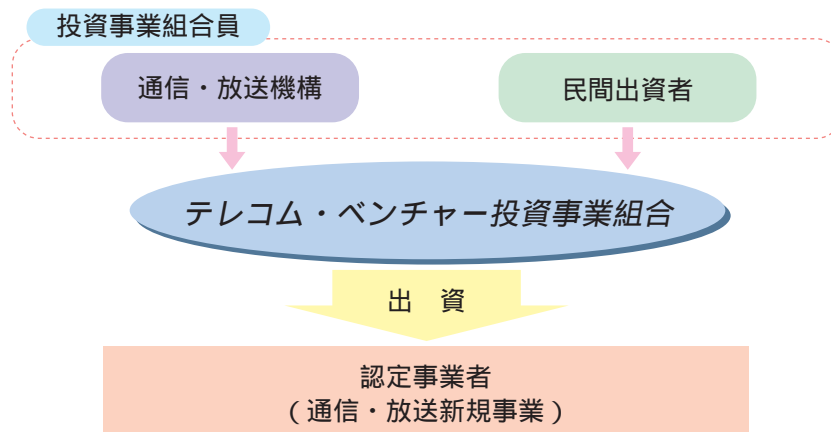
対する助成枠（重点技術分野枠）を追加した。なお、平成12年度においては、29件に対し交付決定を行った。

ストックオプション制度（注）の特例による人材面の支援
ベンチャー企業等における人材確保や、取締役又は従業員の勤労意欲向上等を支援するため、総務省では、新事業創出促進法のもと、通信・放送分野において新規事業を行う未公開の株式会社に対し、ストックオプションの付与を発行済株式の総数の3分の1まで（通常は10分の1が限度）、また会社を支援する外部の者に（通常は社内の者に限る）付与できる制度を導入している。なお、平成12年度においては、17件の認定を行った。

情報通信ベンチャー助成金制度の創設等

通信・放送機構では、平成12年度において、情報通信ベンチャー企業への支援を拡充強化することを目的に、新規事業化に必要な資金（コンサルティング経費等）で500万円を限度に、助成対象経費の2分の1の金額を助成する制度を創設した。また、弁護士や公認会計士などの専門家によるベンチャー企業への経営相談・指導等を行う仮想のセンターをインターネット上に創設した（URL：<http://www.venture.tao.go.jp/>）

図表 支援スキーム（テレコム・ベンチャー投資事業組合からの出資）



（注）会社が取締役や従業員に対して、自社等の株式をあらかじめ定めた価格で買い取ることで権利を付与する制度。